

沖縄現地調査報告書

(国頭村辺戸地区)

2001年11月5日

ヒアリング日：2001年10月19日

ヒアリング先聴取相手：上原一夫国頭村議会議員，石原昌一辺戸区長

ヒアリング参加委員：朝倉淳也，井口敬明，大川淳子，尾本太郎，
工藤一彦，塩谷久仁子，津曲貴裕，野村修一

報告者 野村修一

(：二弁委員， ヒアリング先(専ら上原氏による回答))

やんばる地域における希少な野生動植物を保全する上で国頭村の協力は不可欠と思われるが，国頭村におけるこれに関しての普及啓蒙活動についてどのように思うか。

村は開発のみに向き，自然保護に対する認識が無かった。自然保護・野生動植物保護というと，抵抗があった。しかし最近はようやく，依然として開発事業にばかり目が向きすぎではあるものの，自然保護に対しても目を向けるようになってきている。

森林組合は，ある程度自然保護についての理解もしてきて，森林を利用しながら自然保護をしようというようになった。住民もやっと理解してくれるようになってきている。

やんばる地域の野生動植物の保全に関する国頭村の施策についてどのように考えているか。

議会で保護地域と開発区域の利用計画をきちんと線引きをして進めるべきだと指摘をしてきたが，いまだできていない。

野生生物保護センターの誘致時も，担当課の責任者は，雇用にならないとして消極的であった。場所の決定についても，村の20名委員会や，環境庁の5名委員会を無視して秘密裏に場所を決定した。そのため，現在は湿気が多くす

ぐカビも発生して困っていると聞いている。この場所の設置に疑問を抱いている。

村が平成12年11月くらいに環境審議会を設立したようだが、その具体的内容についてはどう考えているか。

具体的内容についてはまだまだ不十分である。

村の話ではエコツーリズム協会をたちあげると言う話であったが。

エコツーリズム協会は来年4月にたちあげる予定であり、その点についての答申を環境審議会で行うでしょう。

辺戸地区に埋め立て面積4500平方メートルの新しい一般廃棄物の最終処分場を建設することについて辺戸区の住民が反対している問題が生じてきているようだが、同処分場問題について最初に情報を入手したのはいつか。

私たちが実質的に知ったのは、平成12年3月24日である。予算議会の定例議会の際に役場から説明があった。同年8月に、畜産基地の方から、辺戸に水源地があって困っているという話があったことから、即、畜産基地の組合長と一緒に現地調査をして、平成12年9月議会で問題提起を行った。その後、検討委員会メンバーに聞いたところ、全く現場に調査に入っていない、道路に立って現場を見て、役場の職員から、施設も水源地も何も無いと言われたので決定したということだった。

また、この用地の決定は、辺戸区民に事前には全く知らされていなかった。

そこで、私（上原）の呼びかけで、9月に議会全員で現地調査を行い、現地には水源地があり、下流域との関係で建設には問題があると指摘したが、役場は強行するとの立場を述べるのみだった。

村が辺戸地区を一般廃棄物最終処分場建設地に選定した理由について

村の西側の地域は、ゴルフ場の誘致のために処分場を撤廃したことから、平成7年に、東側の安田に暫定的に処分場を移した。安田での全村の廃棄物の処分は、正式な処分場を作るまでの間の1、2年の間のものということだった。平成8年に、役所が場所を選定した結果、新たな処分地は謝敷にほぼ決定して

いた。ところが、謝敷の住民が建設受諾の要件としていた道路の拡張について、予算を捻出できないということで、建設ができなかった。その後建設準備が進まないことから、安田の住民から文句が出た。安田区は閉鎖を通告した。そこで建設地を再検討することになり、5、6箇所から絞って3箇所になった。平成10年ころにはおそらく決まっていたものと推察される。この選定については村民は全く知らないうちに一部の者で設定し強行されてきた。

検討委員会のメンバーに辺戸の代表は入っていたのか。

辺戸区の区長は入っていなかった。また、検討委員会のメンバーは公開されていなかった。国頭の集落の数は20ほどだが、区長会の中から4名が検討委員会のメンバーになった。謝敷の区長は検討委員会のメンバーになっていた。

村が立地選定に当たり、評価項目としてどのような項目を検討したかについて情報を得ているか。

立地選定についての書類は、建設業者の入札についての平成13年6月議会についての資料として、私（上原）が要求してやっと公開された。しかし他の議員には資料として提出されていない。この資料請求によって初めて評価項目が分かった。

評価書の内容は、辺戸地区への建設は環境への影響が少ないというものであったが、現地の事情を知らない人が最終的に評価選定しているものだ。

村議会の対応について

村議会議員は定員14名で、欠員が2名いる。ほとんどの議員は役所に逆らうのを避けている。議会に建設反対の陳情書が辺戸地区住民から出されたことに伴い、それを議会で審議して辺戸の意見を聞いて条例の制定過程を調べて検討しようと提案したら、他の議員はその必要は無いという。結局、建設については、強行採決の上9対2で可決された。

村役場当局から、仕事や金銭の提供と引換えに賛成をもとめる働きかけはなかったのか。

辺戸区民の集まりの中で、私（上原）から、村から条件付合意を打診してき

た場合に応じる意思があるかどうか確認してみた。しかし、辺戸区民は、条件や金の問題ではない、どんなことがあっても反対であると主張した。逆に、早い時期に計画を練り直して検討し直すことを区民は提案している。若い者も含め全員が反対している。

一般廃棄物最終処分場が建設されることによる環境への影響

(1) 消失する部分は、やんばるの森全体の植生その他の生態系の中でどのように位置づけられるのか。

この地域の周辺はほとんどが伐採されて松の造林となり、イタジイなどの原生林は、処分場予定地として伐採されたところも含め少ししか残っていない。しかも沢があつて水も流れており、伐採されると下流の原生林への影響も大きい。沖縄本島の最北端にこのように残されている自然ということで貴重なものであり、どんなことがあっても開発すべきではない。これが伐採されると、川の下の方まで水の流れがあることから、残った自然に非常に大きな影響を及ぼす。

(2) 一般廃棄物最終処分場が建設されることによる周辺地域への影響はどのようなものが予想されるか。

辺戸区民は戦前戦後を通じてずっと、魚や貝を採取しながら森を守ってきた。このように自然が豊かなところに処分場を建設することは、生態系に大変な影響を与える。

処分場は、下は二重のシートというものである。村当局は、上が破れても下から抑えるから大丈夫であるというが、下のシートが破れたらどうするのかは言わない。また、現在使用している焼却炉から出ている残砂をコンクリートで固めて運搬することから、経費がかかる。

辺戸岬は観光名所で、民家、並木や公園など、ここにしか残っていない環境、文化がある。しかし、処分場ができることでこのような環境が破壊される。また、村が名産として売り出そうとしている海水もこの地域から採取するものであるが、処分場の建設によってこの水質に影響が出る。さらに、神

聖な場所とされてきたことをよいイメージとして利用して、食塩を製造開発しようという動きもあったが、処分場ができるということで、進出予定者は、イメージの悪化を懸念し、食塩の製造計画を断念した。

(3) 特に、ヤンバルクイナ、ノグチゲラ、リュウキュウヤマガメ、イシカワガエルなどに与える影響はどのようなものと予想されるか。

今心配なのは、ノグチゲラである。予定地周辺以外は、この辺りは皆松の造林であるが、松の造林ではノグチゲラは棲息しない。したがって、山を残さないとここのノグチゲラは絶滅してしまう。ノグチゲラやイシカワガエルについては、沖縄県の一番北の地域で生息しているのが発見されたということで学者も驚いている。木を伐採して処分場を建設することにより、このような地域の自然・文化が失われていく。

県のアセスメントルールに引っかからなかったのか。

本件は引っかかってこなかった。県は、環境庁のゴミ処理の基準だけで判断、決定しており、県の文化環境部とその下の環境担当課との連携が不十分で、本件をゴミ処理の問題としてのみ片づけようとした。弁護士から県に対し、環境アセスメントも経ずに事業を行えるのかと追及したら、県職員は根拠を示せなかった。そこで県が、決定の2日前に職員が現地を視察に来た。しかし、それも、車で現場の前の道路に来て、車の中から眺めているだけである。しかも、それは伐採後のことであった。

廃棄物処分場建設差止め仮処分について

裁判では、環境問題と権利問題の2つの面から主張を組み立てていたが、入会権を根拠とする主張が裁判所で認められ、仮処分決定が出された。

入会権を被保全権利とした経緯について

入会権は、もともと沖縄の慣習として各地に存在してきた。国頭村でも、戦前から境界を作って、区が、伐採する範囲を決め採出してきた。その森林についても管理してきた。本土ではほとんど森林組合に権利が移管されているが、沖縄では、森林組合による伐採も必ず区の同意を得た上でなされている。裁判

上も、東村のダム建設に伴う水没補償金の分配について、村が区の収益配分を従前の収益配分よりも減らしたところ、裁判で村が敗訴した等、入会権を主張した側が勝ってきている。軍用地提供の際の賃料についても5対5で分配されている。

「国頭村一般廃棄物最終処分場に関わる入会権の権利を求める意見書」について

本意見書は裁判所にも提出済み。訴訟で結構大きな意味を持った証拠である。工事費について、処分場事業費は10億円で半分を国が負担するということが。

浸出水処理工事で2億8900万円、土木で2億5800万円、リサイクル関係で2億5600万円くらいかかっている。その他に実施設計に360万円、施工管理に760万円程度かかるほか、基本設計や生活環境調査の費用もかかっている。また、用地選定業務で260万円、整備計画策定に1250万円かかっている。今後は、水源調査の費用や、畜産基地、水源地の移転費用も計上する必要があるので、11億から12億円程度になるのではないかと。

裁判所の決定が出て浮いたお金はどうするのか。

村長はあくまで強行する予定のようだが、我々としては、予算が執行できなくなるのだから早めに見直すべきと主張している。

安田に処分場が建設された経緯について

村の東側の3つの区（安波、安田、楚州）では、もともと楚州にある処分場で廃棄物を処理していた。しかし、楚州の処分場で公害が発生し、夏の観光にも差し障りがあるということで、3区で協議し、安田に処分場を建設した。その後、西側の処分場が、ゴルフ場予定地になり、社会から嫌われている人々に土地が買い占められたため、新たな建設地が決まるまでの1、2年間の暫定的措置として、平成7年から安田の処分場に全村の廃棄物が持ち込まれるようになった。

辺戸に処分場を作らないこととなった場合の廃棄物処理についてどう考える

か。

ゴルフ場予定地であった場所が特別保有税を1億数千万円滞納していることから、その所有地を差し押さえた上で処分場建設用地とすればよい。

現在の粗大ゴミの処分状況について

現在は全て安田の処分場に捨てている。中身は問わない。最近になってようやく、村の職員やボランティアの協力を得て分別を行うようになった。

処分場予定地からの水はどの方向に流れているか。

東側の海岸に流れている。

【添付資料】

意見書～国頭村一般廃棄物最終処分場に関わる入会権の権利を求める意見書

国頭村が設置する一般廃棄物処理施設について（意見書）

仮処分決定正本（写し）

以 上